

三重県公安委員会規程第4号

三重県公安委員会公文書管理規程を次のように定める。

令和3年4月1日

三重県公安委員会委員長 川端 郁子

三重県公安委員会公文書管理規程

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 管理体制等（第5条—第12条）

第3章 収受（第13条—第15条）

第4章 作成

第1節 公文書の作成義務等（第16条—第19条）

第2節 起案及び決裁等（第20条—第26条）

第3節 施行（第27条—第30条）

第5章 整理（第31条—第33条）

第6章 保存（第34条）

第7章 公文書ファイル管理簿（第35条—第37条）

第8章 保存期間満了時の措置（第38条—第40条）

第9章 点検・監査及び管理状況の報告等（第41条—第43条）

第10章 研修（第44条）

第11章 秘密文書等の管理（第45条—第59条）

第12章 補則（第60条—第63条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）における公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例によ

る。

2 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子文書 電磁的記録である公文書をいう。
- (2) 秘密文書 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。）以外の公表しないこととされている情報が記録された公文書のうち秘密保全を要する公文書（特定秘密である情報を記録する公文書を除く。）をいう。
- (3) 三重県警察公文書管理システム コンピュータにより公文書の取得、作成、保存、移管、廃棄等に係る業務を統一的に処理するシステムであつて、三重県警察WANシステムに整備されたものをいう。
- (4) 警察文書伝送システム 警察庁の内部部局、各附属機関及び各地方機関並びに警視庁、各道府県警察本部及び各方面本部相互間において、電子文書を送受するために用いるシステムをいう。
- (5) 決裁 行政機関の意思決定の権限を有する者が署名、押印又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認する行為をいう。
- (6) 供覧 意思決定を伴わない公文書について上司又は関係者の閲覧に供することをいう。
- (7) 施行 起案文書の内容について公示を要するものにあつては、これを所要の経路を経て三重県公報等に公示することをいい、起案文書の内容について相手方に伝達することを要するものにあつては、これについて所要の形式の公文書を作成して相手方に発送（交付を含む。以下同じ。）することをいう。

（公文書の種別）

第3条 公文書の種別は、次のとおりとする。

- (1) 三重県公安委員会規則 公安委員会が、その権限に属する事務について、法令又は三重県条例の特別の委任に基づいて定めるもの
- (2) 三重県公安委員会規程 公安委員会が、その権限に属する事務について、

- 三重県公安委員会規則をもって定める事項以外の事項について定めるもの
- (3) 三重県公安委員会告示 公安委員会が、その権限に基づいて行った決定、指定その他の処分を、法令若しくは三重県条例等（三重県条例、三重県規則及び三重県告示並びに三重県公安委員会規則、三重県公安委員会規程及び三重県告示をいう。以下同じ。）の規定により、又は自ら必要と認めて公示するもの
 - (4) 三重県公安委員会指令 公安委員会が、その権限に基づき、特定の個人又は団体に対して行う許可、決定、指定その他の処分を証するもの
 - (5) 公告 告示以外のもので公安委員会が公示するもの
 - (6) 通知・依頼・照会・回答 公安委員会又は公安委員会の委員長が、機関相互間（他の行政機関、個人又は団体等宛てのものを含む。）における事務上の諸通知、依頼、照会又は回答をするもの
 - (7) 事務連絡 公安委員会、公安委員会の委員長及び三重県警察本部警務部総務課公安委員会事務室（以下「公安委員会事務室」という。）の室長（以下「公安委員会事務室長」という。）が、事務処理上、必要な連絡等をするもの
 - (8) 資料 公安委員会事務室が、事務処理上の参考資料等として発行するもの
 - (9) その他 次に掲げるもの
 - イ 報告書、申請書、届出書、諮問書、答申書その他これらに類するもの
 - ロ 伺い書、復命書、事務引継書、上申書、辞令書その他これらに類するもの
 - ハ 争訟関係文書、三重県議会議案関係文書、契約書その他これらに類するもの
 - ニ 議事録、挨拶文、表彰文、請願書その他イからハマまでに掲げるもの以外のもの

（公安委員会の保有する公文書）

第4条 公安委員会が保有する公文書（公安委員会の委員長及び委員並びに公安委員会事務室に置かれる職員（以下単に「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した公文書であって、これらの者が組織的に用いるものとして、公安委員会が保有しているものをいう。）は、次のとおりとする。

- (1) 公安委員会の会議録 三重県公安委員会の運営に関する規則（平成13年三重県公安委員会規則第3号）第10条に規定する会議録（公安委員会の会議に提出された公文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）
- (2) 警察法（昭和29年法律第162号）第43条の2に規定する事務に関する公文書
- (3) 公安委員会の運営に関する定めその他公安委員会の委員長又は委員の作成に係る公安委員会の意思決定に関する公文書（前号の公文書を除く。）
- (4) 警察法第79条に規定する事務に関する公文書
- (5) 公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての意見、要望等及びその処理に関する公文書（前号の公文書を除く。）
- (6) 公文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿
- (7) その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた公文書

第2章 管理体制等

（総括文書管理者）

第5条 公安委員会に総括文書管理者1人を置き、三重県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が指名する者をもって充てる。

2 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 公文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の整備に関すること。
- (2) 公文書の管理に関する三重県知事との調整に関すること。
- (3) 公文書の管理に関する職員の指導及び研修の実施に関すること。
- (4) 組織の新設、改正及び廃止に伴い必要となる公文書の管理に係る措置に関すること。
- (5) その他公文書の管理に関する事務の総括及び改善措置の実施に関すること。

3 総括文書管理者は、この規程による公文書の管理の状況について、次条の文書管理者から報告を求めることができる。

（文書管理者）

第6条 公安委員会に文書管理者1人を置き、公安委員会事務室長をもって充てる。

2 文書管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 公文書の保存に関すること。
- (2) 公文書の保存期間が満了したときの措置の設定に関すること。
- (3) 公文書ファイル管理簿への記載及び標準文書保存期間基準（以下「保存期間表」という。）の作成に関すること。
- (4) 公文書の保存期間の延長、三重県総合博物館への移管又は廃棄の措置の実施に関すること。
- (5) 公文書の管理状況の点検等に関すること。
- (6) 公文書の作成、整理その他公文書の管理に関する職員の指導に関すること。

（文書管理担当者）

第7条 文書管理者は、部下の職員のうちから、文書管理担当者を指名する。

2 文書管理担当者は、文書管理者の命を受け、文書管理者の管理する公文書についてこの規程の定めるところによる管理が確保されるため必要な事務を行う。

3 文書管理者は、文書管理担当者を指名したときは、その氏名又は官職等を総括文書管理者に報告しなければならない。

（監査責任者）

第8条 公安委員会に監査責任者1人を置き、警察本部長が指名する者をもって充てる。

2 監査責任者は、公文書の管理の状況について監査を行うものとする。

（職員の責務）

第9条 職員は、条例の趣旨にのっとり、関連する法令、三重県条例等及び警察本部長が定める公文書の管理に関する規定並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、公文書を適正に管理しなければならない。

（備付帳簿）

第10条 公安委員会には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

- (1) 収受件名簿
- (2) 発議簿
- (3) 発送簿

2 前項第1号及び第2号に掲げる帳簿は、三重県警察公文書管理システム（以下「文書管理システム」という。）をもって調製するものとする。ただし、秘密文書に係るものについては、この限りでない。

3 発送簿の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

（文書記号等）

第11条 第4条各号に定める公文書に係る公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての收受文書並びに公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員の名義による施行文書には、文書記号を付するものとする。

2 文書記号には、暦年をもって更新する一連番号（以下「文書番号」という。）を付するものとする。

3 文書記号の形式は、別表第1のとおりとし、文書記号の印の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

（電子文書の取扱い）

第12条 電子文書の取扱いに関し、この規程に規定する事項について、他の法令又は三重県条例等に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

第3章 收受

（文書管理担当者の職務）

第13条 公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛てに送達された公文書は、文書管理担当者が受領し、次項及び第3項に定めるところにより処理するものとする。

2 封書により送達されたものについては親展文書（封筒に親展の表示がある公文書その他これに類する公文書をいう。以下同じ。）を除き直ちに開封し、当該公文書の上欄余白に文書記号の印を押して收受年月日及び文書番号を記入し、收受件名簿に收受年月日、差出人、件名、処理期限等所要事項を登載した上、主務者に交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛てに送達された公文書のうち、第4条各号に定める公文書以外のものについては、当該公文書に記録されている情報に係る事務を主管する三重県警察本部（以下「警察本部」という。）の所属の文書管理担当者に回付するものとする。

(収受件名簿への登載の例外)

第14条 日常的に取得される公文書であって、その内容が軽易又は定型的であるものについては、前条第2項の規定にかかわらず、収受件名簿への登載を省略することができる。

(親展文書の処理)

第15条 親展文書については、そのまま名宛人に交付するものとする。

2 親展文書の交付を受けた者は、これを一般の公文書として取り扱うことが適当であると認めるときは、文書管理担当者に回付するものとし、当該公文書は、新たに受領した一般の公文書として処理するものとする。

第4章 作成

第1節 公文書の作成義務等

(文書主義の原則)

第16条 公安委員会の委員長及び委員並びに職員は、条例第4条の規定に基づき、条例第1条の目的の達成に資するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。

(業務又は事務事業に係る公文書の作成)

第17条 条例第4条の公文書管理規程で定める事項は、次項及び第3項に定めるものとする。

2 公安委員会の委員長及び委員並びに職員は、別表第2に掲げる業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の公文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

3 前条に規定する文書主義の原則に基づき、公安委員会の内部の打合せ、外部の者との折衝等を含め、業務に係る政策決定、事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、公文書を作成するものとする。

(適切・効率的な公文書の作成)

第18条 公文書の作成に当たっては、正確性を確保するため、原則として公安委員会の委員長又は委員及び文書管理者を含む複数の職員がその内容を確認する

ものとする。

- 2 公安委員会の外部の者との打合せ等の記録に係る公文書の作成に当たっては、当該打合せ等に出席した公安委員会の委員長又は委員が確認するとともに、当該打合せ等の相手方（以下「相手方」という。）の発言部分等についても、必要に応じて相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるように記載するものとする。
- 3 公文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用するものとする。
- 4 公文書の作成に当たっては、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）、外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）等を参照し、分かりやすい用字用語を用い、的確かつ簡潔に記載しなければならない。

（公文書の発信者名）

第19条 公文書の発信者名は、原則として公安委員会名又は公安委員会の委員長名を用いなければならない。ただし、第3条第7号に定めるもののほか、その内容が軽易である公文書その他名宛人との関係において適当であると認められる公文書については、公安委員会事務室長名を用いることができる。

第2節 起案及び決裁等

（起案文書の作成の要領）

第20条 起案文書の作成は、原則として文書管理システムにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる起案文書の作成については、当該各号に定める方法により行うことができる。
 - (1) 持ち回りの方法により決裁を受ける必要がある起案文書の作成その他文書管理システムにより行うことが適当でない起案文書の作成であって、次号に掲げるもの以外のもの 別記様式第3号の起案用紙又は文書管理システムから出力した起案用紙を用いて行う方法
 - (2) その内容が軽易又は定型的である起案文書の作成 決裁の対象となる公文書に、直接、決裁に係る署名、押印又はこれらに類する行為を受けるなどの

適宜の方法

- 3 前項の規定は、緊急に起案文書を作成する必要がある場合又は文書管理システムを使用することができない場合について準用する。
- 4 起案文書は、次に定める要領により作成するものとする。
 - (1) 起案文書は、原則として事案ごとに作成すること。
 - (2) 件名は、起案文書の内容を簡潔に表現するものとし、通知、依頼、照会、回答その他当該起案文書の性質を表す名称を件名の後に括弧書すること。
 - (3) 起案文書に紙媒体その他文書管理システムに登録することが適当でない文書が含まれる場合は、その文書名のみを起案文書に記載すること。
 - (4) 参照を必要とする資料があるときは、当該資料又は当該資料の概要を摘記した文書を起案文書に添付すること。
 - (5) 起案文書で警察本部の警務部長以外の部長又は警務部総務課長以外の所属長に合議を要するものは、文書管理システムに合議先の警察本部の警務部長以外の部長又は警務部総務課長以外の所属長の名称を記載すること。警察本部の警務部長以外の部長又は警務部総務課長以外の所属長に供覧すべき起案文書についても同様とする。

(決裁)

第21条 文書管理システムにより作成した起案文書の決裁は、原則として、文書管理システムにより行うものとする。

- 2 公安委員会及び公安委員会の委員長の決裁は、警察本部長を経て受けるものとする。

(合議)

第22条 起案文書の内容が警察本部の警務部長以外の部長又は警務部総務課長以外の所属長に関係するときは、当該部長又は所属長に合議しなければならない。

(起案文書の訂正)

第23条 起案文書（所要の決裁を済ませていないものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を訂正した者は、必要があると認めるときは、当該起案文書に訂正の理由を記載し、又は訂正の理由を記した資料を添付するものとする。

2 起案文書に重要な訂正が行われたときは、起案者は、訂正が行われるまでの決裁者に対し、その旨を報告し、又は通知しなければならない。

(廃案になった場合の処理)

第24条 起案文書が廃案となったときは、起案者は、文書管理システムにその旨を登録するとともに、廃案となるまでの決裁者に対し、その旨を報告し、又は通知しなければならない。

(決裁終了後の起案文書の書換え等の禁止)

第25条 所要の決裁を済ませた起案文書は、その内容の一部又は全部について、書換え、差し替え又はこれらに類する行為を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、所要の決裁を済ませた後に判明した起案文書中の誤記、添付書類の不足等の誤りについて修正を行う必要があり、その修正が当該決裁に係る内容の効力の変更を伴うものでないものは、修正を行うための起案文書を作成し、改めて順次決裁を受けた場合に限り、これを行うことができる。

3 前項の規定による修正のための決裁（以下単に「修正のための決裁」という。）を受けようとする場合には、その起案文書には、所要の決裁を済ませた起案文書からの修正の箇所及び内容並びに修正の理由を記した資料を添付しなければならない。

4 修正のための決裁を受けた起案文書のうち、公文書として施行が必要なものについては、次の各号に掲げる修正のための決裁が終了した時期の区分に応じて、当該各号に掲げる文書番号及び施行日により施行することとする。

(1) 当初の公文書の施行日前 当初の決裁における文書番号及び施行日

(2) 当初の公文書の施行日以後 修正のための決裁における文書番号及び施行日

5 前項の規定にかかわらず、所要の決裁を済ませた起案文書のうち、決裁の説明を行うために添付したもののみを修正した場合には、公文書として施行が必要なものについては、当初の決裁における文書番号及び施行日により施行することとする。

(供覧)

第26条 供覧を要する公文書の取扱いは、起案文書の取扱いに準ずるものとする

る。

第3節 施行

(公文書の施行)

第27条 公安委員会において取り扱う公文書の施行については、第25条第4項及び第5項に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

第28条 公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員の名義による公文書の施行は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) その内容について施行を要する起案文書の作成者は、所要の決裁（他の行政機関に協議を要するものについては、その協議を含む。）を済ませた起案文書（以下「原議」という。）につき、発議簿に施行年月日、宛先、件名等所要事項を登載すること。
- (2) 前号に規定する手続を経た作成者は、直ちに当該原議の内容について公文書を作成し、誤りがないかどうか照合した後、文書管理担当者に提出し、別に定めるところにより公印及び契印を受けること。ただし、押印を省略する場合は、この限りでない。

(発議簿への登載の例外)

第29条 日常的に作成される公文書であって、その内容が軽易又は定型的であるものについては、その内容について施行を要するものであっても、前条の規定にかかわらず、発議簿への登載を省略することができる。

(公文書の発送)

第30条 その内容について相手方に伝達することを要する公文書については、その内容を記載した公文書を、これを直接名宛人に交付する場合を除き、次に掲げる方法により直ちに発送しなければならない。ただし、警察本部の所属との間における公文書の発送は、原則として、文書管理システムによる送信又は警察本部の逡送によるものとする。

- (1) 郵便
- (2) 警察文書伝送システムによる送信
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールの送信
- (5) その他の方法

- 2 前項第3号及び第4号に掲げる方法による発送は、緊急に処理することを要し、又はその内容が軽易である公文書を発送する場合に限り、これを行うものとする。
- 3 第1項ただし書に規定する逡送又は同項第1号に掲げる方法により公文書を発送しようとするときは、発送簿に発送年月日、発送の種別、宛先等所要事項を登載するものとする。

第5章 整理

(公文書の整理義務)

第31条 公文書は、次項及び次条に定めるところにより、次に掲げる整理を行わなければならない。

- (1) 作成し、又は取得した公文書について分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
 - (2) 単独で管理することが適当な公文書を除き、相互に密接な関連を有する公文書を一の公文書ファイルにまとめること。
 - (3) 公文書ファイルについて分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- 2 前項に規定する分類は、次条第1項に規定する保存期間表を参酌しつつ、事務及び事業の性質、内容等に応じ、三段階に区分するなど、系統的に行わなければならない。

(公文書の保存期間)

第32条 文書管理者は、別表第2に基づき、保存期間表を定め、又はこれを改定したときは、総括文書管理者に提出しなければならない。

- 2 前条第1項第1号に規定する保存期間の設定については、前項の保存期間表に従って行うものとする。
- 3 第1項の保存期間表の定め及び前条第1項第1号の保存期間の設定においては、歴史公文書等に該当する公文書にあつては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 4 第1項の保存期間表の定め及び前条第1項第1号の保存期間の設定においては、歴史公文書等に該当しないものであつても、公安委員会の行政が適正かつ効率的に運営され、県民に説明する責務が全うされるよう、経緯も含めた意思

決定に至る過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証に必要となる公文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。

5 前条第1項第1号の保存期間の設定においては、前2項の規定に該当するものを除く公文書（例えば、次に掲げる類型に該当する公文書）については、保存期間を1年未満とすることができる。

- (1) 正本・原本が別に管理されている公文書の写し
- (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
- (3) 出版物や公表物を編集した文書
- (4) 公安委員会の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
- (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
- (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
- (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

6 前条第1項第1号の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する類型の公文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含むなど、合理的な跡付け又は検証に必要となる公文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

7 前条第1項第1号に規定する保存期間の起算日は、公文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが公文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあつては、その日とする。

8 前条第1項第3号に規定する保存期間は、公文書ファイルにまとめられた公文書の保存期間とする。

9 前条第1項第3号に規定する保存期間の起算日は、公文書を公文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが公文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあつては、その日とする。

10 第7項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする公文書及び当該公文書がまとめられた公文書ファイルについては、適用しない。

(公文書の持ち出しの禁止)

第33条 公文書は、無断で庁舎外に持ち出してはならない。

第6章 保存

(公文書ファイル等の保存)

第34条 文書管理者は、公文書ファイル等について、その保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。

第7章 公文書ファイル管理簿

(公文書ファイル管理簿の調製)

第35条 総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿について、文書管理システムをもって調製するものとする。

(公文書ファイル管理簿の供覧及び公表)

第36条 公文書ファイル管理簿は、警察本部の「情報公開窓口」(三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号。以下「情報公開条例」という。)第5条の規定による開示請求を受け付ける場所をいう。)に備え、一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。

2 公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、当該事務所の場所を三重県公報で公示しなければならない。

(公文書ファイル管理簿等への記載)

第37条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、その管理する公文書ファイル等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、次に掲げる事項を公文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

- (1) 分類
- (2) 名称
- (3) 保存期間
- (4) 保存期間の満了する日
- (5) 保存期間が満了したときの措置
- (6) 保存場所

- (7) 文書作成取得日（公文書ファイルにあっては、ファイル作成日）の属する年度その他これに準ずる期間
 - (8) 前号の日における文書管理者
 - (9) 保存期間の起算日
 - (10) 公文書ファイル等に係る文書管理者
 - (11) 媒体の種別
- 2 公文書ファイル管理簿の記載に当たっては、記載すべき事項が情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報に該当する場合には、当該非開示情報を明示しないようにしなければならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、三重県総合博物館に移管し、又は廃棄した場合には、当該公文書ファイル等に関する公文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第8章 保存期間満了時の措置

（保存期間が満了したときの措置）

第38条 文書管理者は、公文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

- 2 文書管理者は、前条第1項の公文書ファイル等について前項の措置を定めるに当たっては、総括文書管理者の同意を得た上で、公文書ファイル管理簿への記載により行うものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、条例第29条第2項の規定に基づき、三重県公文書等管理審査会の専門的技術的助言を求めることができる。

（保存期間の延長）

第39条 文書管理者は、条例第5条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる公文書ファイル等について保存期間及び保存期間の満了する日を延長する場合は、当該公文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該公文書ファイル等を保存しなければならない。この場

合において、一の区分に該当する公文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過するいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- (4) 情報公開条例第5条に規定する開示請求があったもの 情報公開条例第12条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

2 文書管理者は、前項に掲げるもののほか、保存期間が満了した公文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて公文書ファイル等の保存期間を延長することができる。この場合において、文書管理者は、総括文書管理者を通じ、条例第10条第1項の報告において、延長する期間及び延長の理由を三重県知事に報告しなければならない。

(移管又は廃棄)

第40条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第38条第1項の規定による定めに基づき、三重県総合博物館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ、三重県知事に報告しなければならない。この場合において、三重県知事から当該公文書ファイル等を廃棄しないよう求められたときは、当該求めを踏まえ、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、又は第38条第1項の規定による定めを変更して当該公文書ファイル等を三重県総合博物館に移管しなければならない。

3 総括文書管理者は、前項前段の報告について、条例第9条第3項の規定によ

り三重県知事が三重県公文書等管理審査会の意見を聴くに当たり、あらかじめ、三重県知事が三重県議会の意見を聴くことができるよう当該報告に係る公文書ファイル等の名称その他の事項を記載した書類を三重県議会に送付するものとする。

- 4 文書管理者は、保存期間を1年未満とする公文書ファイル等であつて、第32条第5項各号のいずれにも該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第3項、第4項及び第6項に該当しないことを確認した上で、廃棄するものとする。
- 5 文書管理者は、あらかじめ定めた一定の期間において、前項の規定に基づき廃棄した公文書ファイル等の類型及び廃棄の年月日を記録し、当該期間の終了後、速やかに総括文書管理者に報告しなければならない。
- 6 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、当該報告の内容を一括して公表するものとする。
- 7 文書管理者は、廃棄しようとする公文書ファイル等に情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報が記録されているときは、当該非開示情報が漏えいしないよう適切な措置を講じなければならない。
- 8 文書管理者は、第1項の規定により移管する公文書ファイル等について、条例第14条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして三重県総合博物館において利用の制限を行うことが適切であると認められる場合には、総括文書管理者の確認を経た上で、三重県知事に意見を提出しなければならない。この場合において、利用制限を行うべき箇所及びその理由について、具体的に記載するものとする。

第9章 点検・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

- 第41条 文書管理者は、その管理する公文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 監査責任者は、公文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
 - 3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、公文書の管理について

必要な措置を講ずるものとする。

(紛失及び誤廃棄への対応)

第42条 文書管理者は、公文書ファイル等の紛失及び誤廃棄の事実が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。

2 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

第43条 総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理状況について、毎年度、三重県知事に報告するものとする。

2 総括文書管理者は、条例第10条第3項の規定により報告若しくは資料の提出を求められ、又は実地調査が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。

3 総括文書管理者は、三重県公文書等管理審査会から条例第29条第2項の規定による意見があった場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第10章 研修

(研修)

第44条 総括文書管理者は、職員に対し、適正かつ効果的な公文書の管理に関する知識及び技能の習得又は向上を図るため、必要な研修を行うものとし、各職員が少なくとも毎年度1回、研修を受けられる環境を提供しなければならない。

2 文書管理者は、総括文書管理者及び三重県知事その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

3 職員は、総括文書管理者及び三重県知事その他の機関が実施する研修を適切な時期に受講しなければならない。

第11章 秘密文書等の管理

(秘密文書等の管理)

第45条 秘密文書及び取扱注意文書（秘密文書には該当しないが、その取扱いに慎重を期する必要がある公文書をいう。以下同じ。）の管理については、第1章から前章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(秘密文書管理責任者)

第46条 公安委員会に秘密文書管理責任者1人を置き、警察本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 秘密文書管理責任者は、公安委員会における秘密文書の管理の責に任ずる。
(秘密文書管理担当者)

第47条 秘密文書管理責任者は、職員のうちから、秘密文書管理担当者を指名する。

- 2 秘密文書管理担当者は、秘密文書管理責任者の命を受け、秘密文書管理責任者の管理する秘密文書についてこの規程の定めるところによる管理が確保されるため必要な事務を行う。
- 3 秘密文書管理責任者は、秘密文書管理担当者を指名したときは、その氏名又は官職等を総括文書管理者に報告しなければならない。

(秘密文書の区分)

第48条 秘密文書の種類は、次の各号に掲げる秘密の程度に応じ、極秘文書及び秘文書とする。

- (1) 極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全・利益に損害を与えるおそれのある情報を含む公文書
- (2) 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の公文書

(秘密文書の指定)

第49条 秘密文書の指定は、次の各号に掲げる秘密文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者(以下「指定権者」という。)が行う。

- (1) 極秘文書 公安委員会の委員長若しくは委員又は総括文書管理者
- (2) 秘文書 公安委員会の委員長若しくは委員又は総括文書管理者若しくは秘密文書管理責任者

(秘密文書の取扱い)

第50条 秘密文書の指定は、必要最小限にとどめるものとし、秘密保全の必要に応じ、適正に行わなければならない。

- 2 指定権者は、秘密文書の指定に際し、当該秘密文書を秘密にしておく期間(以下「秘密期間」という。)を定めなければならない。ただし、極秘文書の秘密期間は、5年を超えない範囲内の期間とする。

- 3 秘密期間の起算日は、秘密文書を指定した日（以下「秘密文書指定日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、秘密文書指定日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが秘密文書の適切な管理に資すると秘密文書管理責任者が認める場合にあっては、その日とする。
- 4 指定権者は、秘密文書の秘密期間が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理する必要があると認めるときは、期間を定めて、その期間を延長するものとする。ただし、極秘文書の期間の延長は、5年を超えない範囲内の期間とする。
- 5 第2項及び前項に基づく秘密期間の定めは、当該公文書の保存期間を超えてはならない。
- 6 秘密文書の指定は、秘密期間の満了により解除されるものとする。
- 7 秘密文書の内容が秘密を要しなくなったときは、指定権者は、速やかに当該秘密文書の指定を解除するものとする。
- 8 指定権者は、秘密文書の指定を行うに際し、必要があると認めるときは、当該秘密文書进行处理することができる者の範囲その他その取扱いの細目について指示するものとする。

（秘密文書管理簿）

第51条 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊（以下「秘密文書管理簿」という。）において管理するものとする。

- 2 秘密文書管理簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。

（秘密文書の表示）

第52条 秘密文書には、秘密文書の区分に応じ、「極秘」又は「秘」の文字を付することにより、秘密文書であることの表示をするものとする。

（秘密文書の受付）

第53条 公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての秘密文書の受付は、秘密文書管理担当者が行う。

- 2 秘密文書管理担当者は、前項の秘密文書を受け付けたときは、名宛人又は名宛人が指名した者に交付するものとする。

- 3 秘密文書は、名宛人又は名宛人が指名した者でなければ開封してはならない。
- 4 秘密文書の交付を受けた者は、秘密文書管理担当者に、当該秘密文書の上欄余白に同課の文書記号の印を押させ、收受年月日及び文書番号を記入させ、收受件名簿に收受年月日、差出人、件名等所要事項を登載させるものとする。
- 5 極秘文書の交付を受けた者は、直ちに受領証に署名し、又は押印して発送者に返送しなければならない。この場合において、受領証に用いる字句は、当該極秘文書の内容を示すことのないよう注意し、その返送は、秘密文書以外の公文書の発送と同様の方法によるものとする。
- 6 日常的に取得される秘密文書であって、その内容が定型的であるものについては、第4項の規定にかかわらず、收受件名簿への登載を省略することができる。

(秘密文書の起案)

第54条 秘密文書に係る起案文書の作成には、別記様式第4号の起案用紙を用いるものとする。

(秘密文書の施行)

第55条 公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員の名義による秘密文書の施行は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 秘密文書管理担当者は、その内容について施行を要する原議の起案用紙に文書記号の印を押して施行年月日及び文書番号を記入し、発議簿に施行年月日、宛先、件名等所要事項を登載して起案者に返付すること。
- (2) 前号の規定により原議の返付を受けた起案者は、直ちに当該原議の内容について秘密文書を作成し、誤りがないかどうか照会した後、秘密文書管理担当者に提出し、別に定めるところにより公印及び契印を受けること。ただし、押印を省略する場合は、この限りでない。

(取扱注意文書)

第56条 取扱注意文書については、その内容を関係者以外の者に知らせないよう適切な措置を講ずるものとする。

(他の行政機関から收受した秘密文書等の取扱い)

第57条 他の行政機関から收受した公文書であって、その取扱いに慎重を期する

必要がある公文書であると思料される表示があるものについては、当該行政機関における秘密保全のための取扱いを尊重し、この規程に定める取扱いに準じて取り扱わなければならない。

(他の行政機関への秘密文書の提供)

第58条 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。

(秘密文書の管理状況の報告)

第59条 秘密文書管理責任者は、秘密文書の指定状況その他の秘密文書の管理状況について把握し、総括文書管理者に報告するものとする。

2 総括文書管理者は、秘密文書の指定状況その他の秘密文書の管理状況について、毎年度、公安委員会に報告するものとする。

第12章 補則

(特定秘密である情報を記録する公文書の管理)

第60条 特定秘密である情報を記録する公文書については、この規程で定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び三重県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程（平成26年三重県公安委員会規程第6号）に基づき管理するものとする。

(他の行政機関から取得した公文書の管理)

第61条 他の行政機関から取得した公文書であって、その管理についてあらかじめ提供元の行政機関と協議を行っているものの管理については、当該協議に基づき行うものとする。

(特別の定め)

第62条 法令又は三重県条例等の規定により、公文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあつては、当該事項については、当該法令又は三重県条例等の定めるところによる。

(準用)

第63条 この規程に定めるもののほか、公文書の管理に関し必要な事項は、警察本部長が定める公文書の管理に関する規程を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(施行日前公文書の移管)

- 2 文書管理者は、条例附則第4項の規定に基づき施行日前公文書を移管するに当たっては、あらかじめ、保存期間（同項の規定により条例の施行の際定めている保存期間をいう。以下同じ。）が満了する予定の公文書のうち、歴史公文書等に該当する可能性のある公文書を確認するため、保存期間が満了する予定の公文書ファイル等の目録等を総括文書管理者に報告するものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の規定により報告のあった目録等を一括して三重県知事に報告するものとする。
- 4 総括文書管理者は、前項の規定による目録等の報告に基づき、歴史公文書等に該当する可能性のある公文書を含む公文書ファイル等について三重県知事から通知があったときは、当該公文書ファイル等の名称を、速やかに当該公文書ファイル等を所管する文書管理者に通知するものとする。
- 5 文書管理者は、前項の通知に基づき、歴史公文書等に該当する可能性のある公文書を含む公文書ファイル等を移管するものとする。
- 6 前項の規定による公文書ファイル等の移管に関し、文書管理システムで保存されている電子文書については、電子媒体で移管を行うものとする。
- 7 第40条第8項の規定は、前2項の移管について準用する。この場合において、同条第8項中「第1項の規定」とあるのは「附則第5項の規定」と読み替えるものとする。

(施行日前公文書の廃棄)

- 8 文書管理者は、附則第2項の規定による総括文書管理者に報告した目録等に記載された公文書ファイル等のうち、附則第5項の規定により移管した公文書ファイル等以外の保存期間が満了した公文書ファイル等を、総括文書管理者の指示に従い適切に廃棄しなければならない。この場合においては、第40条第2項前段及び第3項の規定を準用する。

別表第1（第11条関係）

文書の種類	文書記号の形式
公安委員会又は公安委員会の委員長 若しくは委員宛ての收受文書	三公委▽収第 号
公安委員会又は公安委員会の委員長 若しくは委員の名義による施行文書	三公委▽発第 号

備考 「▽」の部分には、次に掲げるところにより第48条に規定する秘密文書の区分の略字を記入する。ただし、秘密文書でない公文書については、略字を記入しないものとする。

秘密文書の区分	略字	秘密文書の区分	略字
極秘文書	極秘	秘文書	秘

別表第2（第17条、第32条、第38条関係）

公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置の設定基準

1 保存期間の設定

作成し、又は取得した公文書の保存期間の設定については、3(1)に掲げる表に基づき行うものとする。

2 「歴史公文書等」の移管

条例第2条第3項各号のいずれかに該当する公文書は、「歴史資料として重要な情報が記録された公文書」に当たり、保存期間満了後には三重県総合博物館に移管するものとする。

3 具体的な移管・廃棄の判断指針

個別の公文書ファイル等の保存期間満了時の措置の判断（移管又は廃棄）については、(1)から(6)までに沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

次の表に掲げる業務に係る公文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、同表の第五欄のとおりとする。

事項	業務の区分	当該業務に係る公文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
1 公安委員会の議決及びその経緯	(1)会議	公安委員会の会議録（公安委員会の会議に提出された公文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）	30年	移管
	(2)監察の指示等	警察法第43条の2に規定する事務に関する公文書	5年	移管
	(3)決定、申合せ等	公安委員会の運営に関する定めその他公安委員会の委員長又は委員の作成に係る公安委員会の意思決定に関する公文書（前記（2）の項）のものを除く。）	30年	移管（公安委員会の運営に係る公文書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては廃棄）
	(4)苦情の申出等	警察法第79条に規定する事務に関する公文書	当該苦情の処理が終了した日に係る特定日以後5年	廃棄

	(5)意見、要望等	公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての意見、要望等及びその処理に関する公文書（前記（4）の項）のものを除く。）	当該意見又は要望等の処理が終了した日に係る特定日以後1年	廃棄
2	文書の管理等に関する事項	公文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき公文書	常用（無期限）	
		取得した文書の管理を行うための帳簿	5年	廃棄
		決裁文書の管理を行うための帳簿	30年	廃棄
		公文書ファイル等の移管又は廃棄の状況を記録した帳簿（下記のものを除く。）	30年	移管
		第40条第5項に規定する公文書ファイル等の廃棄の記録	5年	廃棄
備考				
<p>1 この表における次に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>特定日 第32条第10項の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが公文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）</p> <p>2 本表が適用されない公文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じて保存期間表を定めるものとする。</p>				

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

(1)の表に掲げる公文書のほか、三重県として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく、三重県全体として対応し、その教訓が将来に生かされるような以下のものについては、2を踏まえ、(1)の表で「廃棄」としているものも含め、原則として移管するものとする。

(特筆すべき行事の開催に関する事項)

伊勢志摩サミット関連、三重とこわか国体・三重とこわか大会関連、まつり博等

(災害、事件、事故等への対応)

伊勢湾台風関連、東紀州大水害関連等

(行政等の新たな仕組みの構築)

三重県公文書等管理条例の制定、三重県情報公開条例の制定等

(3) 昭和27年度までに作成され、又は取得された文書

昭和27年度までに作成され、又は取得された文書については、日本国との平和条約（昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）の公布までに作成され、又は取得された文書であり、条例第2条第3項各号のいずれかに該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(4) 特定秘密である情報を記録する公文書

(1)から(3)までに記載のある事項に係る文書のうち特定秘密である情報を記録する公文書については、同表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1)から(4)までに記載のない文書

(1)から(4)までに記載のない事項に関しては、2を踏まえ、各所属において個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

- ① 「移管」とされている文書が含まれている公文書ファイル等は、全て移管するものとする。
- ② 移管については、文書管理者において行うものとする。

別記様式第 1 号（第10条関係）

（発送簿）

月日	文書番号	件名	宛先	差出人	通数	発送種別	取扱者	受領者

別記様式第 2 号（第11条関係）

令和 年 月 日

三公委▽□第 号

備考

- 1 「▽」の部分に記入すべき略字は、別表第 1 の備考の定めるところによる。
- 2 「□」の部分には、収受文書又は施行文書の区分によりそれぞれ「収」又は「発」を記入する。

別記様式第3号 (第20条関係)

決裁・供覧

件名				文書番号			
伺い文							
起案	起案日	令和 年 月 日	受付日	令和 年 月 日			
	所属		処理期限日	令和 年 月 日			
	起案者		決裁日	令和 年 月 日			
	連絡先 (内線)		施行	施行日	令和 年 月 日		
分類	記号			宛先			
	ファイル名		発信者名				
			取扱区分				
格付	機密性		保存	保存期間			
	取扱制限			保存期間満了日	令和 年 月 日		
公開処理			非開示理由				
決裁・供覧欄							
備考欄							

伺
い
文

決裁・供覧欄

備考

- 1 「ファイル名」欄には、当該公文書の属する公文書ファイルの名称を記載する。起案時において公文書ファイルの名称が不明である場合は、公文書ファイルを取りまとめた時点で記載する。
- 2 「公開処理」欄には、当該公文書の公表の有無及び当該文書について仮に情報公開条例第5条の規定に基づく開示請求がなされた場合の起案の時点における処分案（「公表」、「開示」、「部分開示」又は「非開示」）を記載する。部分開示又は全部を非開示とする場合は、「非開示理由」欄に、該当する非開示情報（「第1号」、「第2号」、「第3号」、「第4号」、「第5号」又は「第6号」）を記載する。

備考

- 1 「ファイル名」欄には、当該公文書の属する公文書ファイルの名称を記載する。起案時において公文書ファイルの名称が不明である場合は、公文書ファイルを取りまとめた時点で記載する。
- 2 「公開処理」欄には、当該公文書の公表の有無及び当該文書について仮に情報公開条例第5条の規定に基づく開示請求がなされた場合の起案の時点における処分案について、該当項目に○印を付ける。部分開示又は全部を非開示とする場合は、「非開示理由」欄の、該当する非開示情報に○印を付ける。